

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engu.jp/>

第20号

2020年

援護基金をよろしくお願い申し上げます。

皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から当援護基金にご支援ご協力をいただきありがとうございます。

当援護基金の前身である財団法人札幌援護基金は、1983年（昭和58年）、札幌弁護士会の創立100周年記念事業の一環として設立され、その趣意書には、「基本的人権を擁護し社会正義を実現するという弁護士の使命にかんがみ、(略)もって、国民の基本的人権を擁護し、全ての人々が、健康で文化的な生活を営む権利を実現するため寄与しようというものであります。」と書かれています。それは当援護基金の原点です。そして、2013年（平成25年）、当援護基金は公益財団法人として新しく出発し今日に至っています。

当援護基金は、その原点を大切にして、札幌弁護士会の活動と連携し経済的弱者及び社会的弱者が抱える問題に、援助を行い、その権利を擁護する活動を続けてきました。その具体的な活動をすべて網羅することはできませんが、ここ数年では、福島原発事故の避難者救済、北海道アスベスト、茶のしずく石鹼やカネボウ美白化粧品白斑健康被害等の被害者救済への支援、三川・由仁注射器使い回し被害の調査及び救済事業への支援も行ってきました。また、札幌弁護士会の各種法律相談などへの支援も行っています。

手弁当でもやらなければならない被害者救済、人権擁護活動は日々増えていますが、そうした活動には、調査、研究などの費用がかかります。しかし、その費用を負担できない人もたくさんいます。そのような時に、当援護基金は調査、研究のための援助を行ってきましたが、今後も多くの人権擁護活動へ支援をしたいと思えます。どうか当基金を活用し基本的人権の擁護と社会正義の実現の活動を大きく広げて下さい。

ところで、ご存知の通り、当基金の活動資金は刑事贖罪金をはじめとする皆さまからの寄付金が頼りです。寄付金額は高額のものもありますが数千円の寄付もあります。

つきまして、少額でもかまいませんので、刑事贖罪金はもちろん、その他の寄付についても、是非、当援護基金に寄付していただくようお願い申し上げます。

多様化し、格差の残る社会のもとで、人権擁護活動の重要性は高まっています。その支援のために札幌法律援護基金も活動して参ります。今後ともご協力、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



2020年（令和2年）3月

理事長 高崎 暢

(公益財団法人札幌法律援護基金)

ジャパンライフ被害対策北海道弁護士 活動報告

事務局長 弁護士 小田嶋真悟

本弁護士は、極めて高価な磁気健康器具を対象とした預託商法を展開し、平成 29 年 12 月末に事実上の破綻、翌平成 30 年 3 月 1 日に東京地方裁判所にて破産手続開始決定を受けたジャパンライフ株式会社の被害者の救済と、同様の被害を繰り返さないための法改正等の対策を求める活動をしている弁護士です。

ジャパンライフ株式会社については、最近では、内閣総理大臣主催の「桜を見る会」に代表者が招待をされていたとの指摘を受けている件で耳にした方の方が多いかもしれません。

桜を見る会の件も大きな問題ではありますが、より本質的な問題は、過去、豊田商事事件や安愚楽牧場事件で何度も繰り返されてきた被害が、再度、極めて大きな規模で繰り返されてしまったということであり、今回の被害の救済をどうするか、今後同様の被害を繰り返さないためにどう制度を構築していくかということです。

簡単に、ジャパンライフ株式会社の行っていた預託商法の概要を説明します。

この商法では、まず、磁気ネックレスや磁気ベストなどの健康器具を商品一つ当たり 100 万円～ 600 万円を中心とする極めて高価な価格帯で顧客に販売し、その商品のオーナーになってもらいます。しかし、商品自体は顧客に引き渡さずに販売者が預かり、これを販売者の責任で第三者に賃貸することにより上がる賃料収益を、オーナーとなった顧客に配当するというものです。ジャパンライフ株式会社は、賃貸事業があたかも大成功しているかのような誘い文句で勧誘し、オーナーとなってもらった商品に実際に借り手がつくかどうかにかかわらず、購入価格の年 6%という高額な配当を約束した上で、磁気健康器具のオーナーを募集していました。しかし、実際には、賃貸事業はオーナーとなってもらっ

た顧客の数・商品の数に比して極めて小さな規模でしか行われておらず、商品も販売契約に比べて極めて少数しか存在しなかったことが明らかになっています。つまり、事実上、新たにオーナーになってもらった顧客から得た売買代金を、過去の契約の配当に回していただけてであり、いずれ破綻必死だったわけです。預託商法では、購入した商品を引き渡さず販売者が預かってしまいますので、このような商品不足や運用しているとされる事業の不存在・失敗が、隠蔽されてしまいやすいという特徴があります。

価格帯が上記の通りに一商品当たり数百万円ですので、被害規模も一人当たり数千万円となることが多く、数億円の被害にあった方もいます。

中には、怪しい商法にお金を出してしまった側にも非があるという論調も耳にするところですが、しかし、今回の被害者は、我々が把握している限り 65 歳以上の高齢者がほとんどを占めます。年齢を重ねれば、誰も判断能力は衰えます。自分は被害に遭わないと思っている方でも、年老いた両親や、数十年後の将来の自分が同じ口ひからない保証はどこにもありません。たまたま不注意で騙された被害者がいるというのではなく、自分や大事な家族がいつか被害者になる可能性のある問題として、このような商法を許さない制度を構築していく必要を強く感じ、個別の被害者救済のみならず、将来的な制度の改正まで視野に入れて、他地域の弁護士と協力して活動しているところです。

最後になってしまいましたが、本弁護士は、札幌法律援護基金より、100 万円の調査研究費の援助を受け、北海道内の弁護士会や全国の弁護士会への交通費や調査費用等に充てるなど非常に有益に使わせていただいております。この場を借りて感謝申し上げますとともに、被害者を少しでも救済し、制度を少しでもよいものに改めていくために努力していく次第です。

常務理事からひとこと

この援護基金だより 20 号が皆様のお手元に届く頃には、春を感じる日々になっていることかと思います。

皆様には、日頃、当基金に対しご支援いただいておりますことを、お礼申し上げます。

札幌では、独自に援護基金を設立して、社会的、経済的弱者救済、人権擁護、社会的正義実現のため、種々の支援、調査研究等の活動をしており、その成果もあがっているところでもあります。

地域に根ざした札幌弁護士会のより充実した活動のため、皆様のご支援の元、さらに積極的に活動をしていきたいと考えております。

また、より充実した活動のためには、皆様からのご寄附等のご協力が不可欠なところでもあります。皆様には、引き続き、当基金へのご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

常務理事 野口 幹夫